

右の者に対する道路交通法違反、業務上過失傷害被告事件（当裁判所昭和四五年（あ）第一八四五号）について、昭和四五年一二月一〇日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、弁護士西田健から異議の申立があつたが、右申立には何ら具体的な理由が付されてなく、また異議申立期間内に理由書の提出もない（弁護士西田健の異議申立理由書は期間後提出のものである。）。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四六年一月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健 一 郎
裁判官	長	部	謹 吾
裁判官	岩	田	誠
裁判官	藤	林	益 三